

令和 7 年度 八重瀬町障害者就労支援施設等からの調達方針

(令和 7 年 4 月 22 日町長決裁)

1 (趣旨)

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第 9 条に規定する障害者就労支援施設等からの物品等の調達推進を図るため、以下のとおり方針を定めるものである。

2 (用語の定義)

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)で使用する用語の例による。

3 (方針の適用範囲)

調達方針の適用範囲は、本町の全ての機関が発注する物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達とする。

4 (対象となる障害者就労施設等)

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。なお、八重瀬町に所在の障害者就労施設等からの調達を優先するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所(A 型、B 型)
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 85 号)に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令(平成 25 年政令第 223 号)に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
 - イ 重度障害者多数雇用事業所(①～③の全てを満たすもの)
 - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅支援団体)

5（共同受注窓口の活用）

共同受注窓口は、受注内容に応じて複数の障害福祉サービス事業を行う施設に受注業務をあっせん・仲介する窓口である。なお、共同受注窓口を活用するなど、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

6（方針に関する担当窓口）

本方針に関する担当窓口は社会福祉課（以下「担当課」という。）とする。

7（調達物品の種類）

障害者就労支援施設等が提供可能な物品等とする。

8（調達の目標）

前年度の調達実績を基準とし、これを上回るよう努めるものとする。

9（調達の推進方法）

障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組みを

（１）調達の推進に必要な情報の共有

担当課は、町内の障害者就労施設等から供給可能な物品等の、調達推進のための情報を提供する。

（２）随意契約による調達

障害者就労支援施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に基づく予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を維持するなど、調達の推進に努めるものとする。

10（調達実績の公表）

調達実績については、当該年度終了後、町ホームページ等にて公表する。

11（その他）

物品等の調達推進に資するように、必要に応じて、本方針の改定を行うものとする。

附則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。